

# 山梨県公報

号外第九十八号

平成二十三年

十二月二十二日

木 曜 日

## 目 次

おもてなしのやまなし観光振興条例	二
山梨県富士山の日条例	五
山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例	五
山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例	七
山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例	九

## 条例のあらまし

おもてなしのやまなし観光振興条例(条例第五十四号)(観光企画・ブランド推進課)

1 この条例は、地域への誇りと愛着に基づくおもてなしを県民総参加により推進し、旅行者がやすらぎと感動を覚え、再び訪れたいと思う魅力ある地域づくりを進めること等により県の観光の振興を図り、もって観光産業が県の基幹的な産業として発展することを通じて、県経済の発展及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

2 「おもてなし」、「県民総参加」、「観光事業者」、「観光関係団体」、「県民等」、「教育機関」の用語の意義を定めることとした。

3 基本理念として、次に掲げる事項について定めることとした。

(一) 観光の振興は、県民等が地域の自然、歴史、文化等に対する理解と関心を深め、誇りと愛着を持ち、おもてなしを実践することが重要であるという認識の下に、推進されなければならないこと。

(二) 観光の振興は、県民総参加により、推進されなければならないこと。

(三) 観光の振興は、観光産業が、商業、工業、農業等の産業と関連を有する産業であり、県経済の発展の上で重要な役割を担っているという認識の下に、推進されなければならないこと。

(四) 観光の振興は、おもてなしの意義を深く理解し、おもてなしに関する普及啓発活

動に主体的に取り組むことのできる人材その他の観光の振興に寄与する人材の育成が重要であるという認識の下に、推進されなければならないこと。

(五) 観光の振興は、将来にわたる持続的な観光の発展を実現するためには、良好な自然環境及び景観の保全並びに歴史的又は文化的資産の保存を図ることが重要であるという認識の下に、推進されなければならないこと。

(六) 観光の振興は、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての者が利用できるように施設又は設備を設計すること等をいう。)の観点を踏まえ、全ての旅行者が常に安全かつ快適な旅行ができるよう配慮することが重要であるという認識の下に、推進されなければならないこと。

4 観光の振興に関する県、県民、観光事業者及び観光関係団体の責務と役割を定めることとした。

5 県は、魅力ある観光地の形成を図るため、国、他の都道府県その他の関係機関及び教育機関との連携に努めるものとする。こととした。

6 観光の振興に関する施策として次に掲げる事項等について定めることとした。

(一) おもてなしの推進

多様な観光の推進

(二) 外国人旅行者の来訪の促進

(三) 広報宣伝及び情報提供

7 観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画を定めることとした。

8 観光の振興に関する施策の策定及び実施に資するため、統計調査その他の必要な調査を行うよう努めることとした。

9 推進体制等の整備について定めることとした。

10 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県富士山の日条例(条例第五十五号)(観光資源課)

1 日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設けることとした。

2 富士山の日は、二月二十三日とする。こととした。

3 富士山を後世に引き継ぐための取組に関する県の責務及び県民の協力について定めることとした。

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(環境創造課)

- 1 環境影響評価法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - (一) 事業者に対し、環境影響評価の方法を記載した書類の縦覧及び公表並びに環境影響評価の方法に関する説明会の開催等を義務づけることとした。
  - (二) 事業者が環境影響評価の対象となる事業の内容を変更する場合、知事への届出を義務づけることにも、変更の内容が軽微なものであるか否かについて知事が判断することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例**(条例第五十七号)(道路管理課)

1 道路法施行令の一部改正に鑑み、県が管理する道路の占用料の額について、国が管理する国道の占用料と同額とすることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

**山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例**(条例第五十八号)(治水課)

1 河川敷地を電柱、電話柱等を設置するために供する場合の土地占用料を県が管理する道路の占用料に準じて改定することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

**条 例**

おもてなしのやまなし観光振興条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第五十四号**

おもてなしのやまなし観光振興条例

目次

- 前文
- 第一章 総則(第一条 第八条)
- 第二章 観光の振興に関する基本的施策(第九条 第十二条)
- 第三章 推進体制等(第十三条 第十五条)
- 附則

山梨県は、東京圏に隣接する位置にありながら、四方を富士山をはじめとする山々に囲まれ、三千メートルを超える標高差のある県土の約八割を森林が占めています。豊かな自然やもも、ぶどう等の果樹が織りなす四季の表情はたいへん美しく、その中で、果物、ワイン、ジュエリー、ミネラルウォーター、織物、印章、和紙等、数多くの全国に

誇る特産物が産み出され、また、県内各地で伝統的な祭りや多彩な行事が行われてい

ます。

私たちは、このような素晴らしい資源に囲まれて暮らしていますが、あまりにも身近

であることから、十分にその魅力や価値に気づいていないとはいえません。

また、県内には、棚田や、ぶどう畑の馴染む町並み等、生活に密着し私たちから見ればあたりまえのものであっても、旅行者にとって魅力的な資源も数多くあります。

私たちが、こうした地域の魅力や価値を知り、理解を深めることは、精神的に豊かに暮らすことにつながり、このような素晴らしい地域に住んでいるのだということに気づくと、私たちの心に地域を誇る気持ちが芽生え、地域を守り育てたい、多くの人に地域の魅力や価値を伝えたいという思いが膨らみます。

それらの地域への誇りや愛着によって生まれる思いは、県民一人ひとりの「山梨ならではのおもてなし」として、旅行者を温かく迎え、自然景観をはじめとする美しい景観、風土に根ざした特産物、固有の歴史や文化等、地域の魅力や価値を自信を持って伝えていくことにつながっていきます。

「山梨ならではのおもてなし」は、私たちと旅行者の間に、山梨の魅力や価値の共有を促し、そこに満足を超えた感動を生み出すものであり、山梨の観光振興を図っていくに当たり、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村と一体となって広く県民運動を展開し、地域に対する理解と関心を深めながら、取り組んでいく必要があります。

これが、私たち山梨県民が目指す観光振興の方向です。

私たち山梨県民は、ここに、山梨県に住む全ての人々が山梨の持つ魅力と価値を知り、一体となって「山梨ならではのおもてなし」を推進することにより、「住んで良かった、訪れて良かった」と思える活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地域への誇りと愛着に基づくおもてなしを県民総参加により推進し、旅行者がやすらぎと感動を覚え、再び訪れたいと思う魅力ある地域づくりを進めること等により県の観光の振興を図り、もって観光産業が県の基幹的な産業として発展することを通じて、県経済の発展及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 おもてなし 旅行者の立場に立つて、次に掲げる行為により旅行者をもてなすこ

とをいう。

とをいう。

イ 温かな心配りによる接待

ロ 地域の良好な景観の形成並びに施設の整備、適切な管理等による旅行者の安全性、利便性及び快適性の確保

ハ 地域の特産物の活用並びに歴史的又は文化的資産の保存及び活用

二 県民総参加 県民等、県及び市町村が相互に連携を図りながら協力することをいう。

三 観光事業者 旅行者、宿泊業者、飲食サービス業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。

四 観光関係団体 観光事業者で組織される団体、観光に関する活動を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人をいう。）その他の観光に関する活動を行う団体をいう。

五 県民等 県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。

六 教育機関 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、

同法第二百二十四条に規定する専修学校及び職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第二項に規定する職業能力開発短期大学校をいう。

（基本理念）

**第三条** 観光の振興は、県民等が地域の自然、歴史、文化等に対する理解と関心を深め、誇りと愛着を持ち、おもてなしを实践することが重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

2 観光の振興は、県民総参加により、推進されなければならない。

3 観光の振興は、観光産業が、商業、工業、農業等の産業と関連を有する産業であり、県経済の発展の上で重要な役割を担っているという認識の下に、推進されなければならない。

4 観光の振興は、おもてなしの意義を深く理解し、おもてなしに関する普及啓発活動に主体的に取り組むことのできる人材その他の観光の振興に寄与する人材の育成が重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

5 観光の振興は、将来にわたる持続的な観光の発展を実現するためには、良好な自然環境及び景観の保全並びに歴史的又は文化的資産の保存を図ることが重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

6 観光の振興は、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての者が利用できるように施設又は設備を設計すること等をいう。）の観点等を踏まえ、全ての旅行者が常に安全かつ快適な旅行ができるよう配慮することが重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

（県の責務）

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民等による観光の振興のための自主的な取組の促進を図るため、県民等に對し、相互の連携の推進、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村との連携を図りつつ第一項の施策を実施するとともに、市町村が行う観光の振興に関する施策について、必要な支援を行うよう努め、及び市町村からの求めに応じ、広域的な見地からの調整を行うものとする。

（県民の役割）

**第五条** 県民は、基本理念にのっとり、おもてなしの重要性に対する理解を深めるよう努めるとともに、おもてなしの推進に自ら努めるものとする。

2 県民は、地域における観光の振興に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

**第六条** 観光事業者は、基本理念にのっとり、旅行者に対する良質なサービスの提供に努めること、旅行者の需要の多様化に対応すること、農林水産業その他の産業の事業者等と連携すること等により、魅力ある観光地の形成に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村との連携を図りつつ、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

**第七条** 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域における農林水産業その他の産業の事業者等との連携を図りつつ、旅行者の来訪を促進することにより、魅力ある観光地の形成に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村との連携を図りつつ、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国等との連携）

**第八条** 県は、魅力ある観光地の形成を図るため、国、他の都道府県その他の関係機関及び教育機関との連携に努めるものとする。

第二章 観光の振興に関する基本的施策

（おもてなしの推進）

**第九条** 県は、おもてなしを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 県民が地域についての理解と関心を深めることができるよう、地域の自然、歴史、文化等を学び、新たな魅力を発見する等の機会を提供すること。

二 観光に関する事業に従事する者等に対し、接遇の向上を図るための研修等の機会を提供すること。

三 電線をその地下に埋設すること、景観を阻害する看板、廃屋その他の物件の除却の促進を図ること等により、良好な景観を保全し、又は創出すること。

四 公園、公衆便所、駐車場、遊歩道その他の施設の整備及び適切な管理、二次交通の充実（目的地への到達が容易になるよう県内の交通手段を充実させることをいう。）その他の旅行者の安全性、利便性及び快適性の確保に資する施策を講ずること。

五 加工品の開発等付加価値を生み出す取組により地域の特産物の魅力の増進を図りつつ、地域の特産物を活用すること。

六 歴史的又は文化的意義を有する建造物、美術工芸品、伝統芸能等を保存し、及び活用すること。

七 前各号に掲げるもののほか、おもてなしを推進するために必要な施策

2 県は、県民総参加によるおもてなしに取り組む社会的気運が醸成されるよう、おもてなしの推進に顕著な功績のあった県民等に対する表彰、おもてなしに関する事例の紹介その他の事業を総合的に行うものとする。

3 県は、おもてなしの重要性に対する県民等の理解と関心を深めるため、毎年二月一日から同月七日までの間をおもてなし推進週間とする。

（多様な観光の推進）

第十条 県は、旅行者の需要の多様化に対応した新たな旅行の分野の開拓を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 旅行者の需要に関する情報を収集すること。

二 自然体験活動又は農林業、工業その他の産業に関する体験活動を目的とする旅行、県民等が地域の特性を生かして企画した旅行その他の多様な旅行形態の創出を支援し、及び普及すること。

三 都市農村交流（農山村と都市との地域間交流を目的とする旅行をいう。）、二地域居住（都市の住民が、農山村等の同一地域において、中長期、定期的、反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係をもちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つことをいう。）その他の交流人口の拡大に寄与する取組を促進すること。

（外国人旅行者の来訪の促進）

第十一条 県は、国外からの旅行者の来訪の促進を図るため、国外からの旅行者の受入れの体制の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、国外からの旅行者の来訪の機会の増大を図る上で、県民と外国の人々がそれ

ぞれの国及び地域の歴史、文化等に関する知識を深めることが重要であることに鑑み、国際的な文化の交流、青少年による国際交流その他の外国との交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（広報宣伝及び情報提供）

第十二条 県は、多数の人々が県の魅力について知ることができるとともに、インターネットの利用その他の多様な方法により、広報宣伝を充実強化するものとする。

2 県は、旅行者の県内における円滑な移動及び施設の利用に資するため、インターネットの利用その他の多様な方法により、県内の観光に関する情報提供を充実強化するものとする。

第三章 推進体制等

（観光推進計画）

第十三条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下この条において「観光推進計画」という。）を定めるものとする。

2 観光推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光の振興に関する総合的な目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、観光推進計画を定めるに当たっては、市町村及び県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、観光推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、観光推進計画の変更について準用する。

（統計調査その他の調査）

第十四条 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に資するため、統計調査その他の必要な調査を行うよう努めるものとする。

（推進体制等の整備）

第十五条 県は、市町村、県民等及び教育機関と連携し、及び協働して観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備する。

2 県は、観光振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県富士山の日条例をここに公布する。  
平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第五十五号

山梨県富士山の日条例

(目的)

第一条 日本象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。

(富士山の日)

第二条 富士山の日は、二月二十三日とする。

(県の責務)

第三条 県は、市町村その他の団体と連携を図りつつ、富士山の日の趣旨にのっとり、富士山を後世に引き継ぐための取組を行うものとする。

(県民の協力)

第四条 県民は、前条の取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第五十六号

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例

山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中、「に対し、方法書」の下に、「及びこれを要約した書類」を加える。

第八条中、「前条第三項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しななければならない」を、「公告の日から起算して一月間、方法書及びこれを要約した書類を前条第三項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しななければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(説明会の開催等)

第八条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第

七条第三項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めるときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第九条第一項中「前条」を「第八条」に改める。

第十六条第三項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「(次条及び第十八条において「要約書」という。)」を削る。

第十七条中、「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しななければならない」を、「公告の日から起算して一月間、準備書及びこれを要約した書類を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しななければならない」に改める。

第十八条第一項中「前条の」を「前条に規定する」に、「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは、「第十八条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは、「第十八条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十八条第三項から第五項までを削る。

第二十三条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勸案

するとともに、準備書についての見解書に記載された意見及び事業者の見解並びに前条第一項の公聴会で述べられた意見に配慮するものとする。

第二十四条第一項第一号中「(事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。)」を削り、「同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経る」を「規則で定める事項を知事に届け出る」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条から」を加える。

第二十六条第一項第一号中「(事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。)」を削り、「同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経る」を「規則で定める事項を知事に届け出る」に改める。

第二十七条中「第三十四条」を「第二十八条の二第二号、第三十四条」に、「第三十八條及び第五十條」を「第三十八條第一項第四号及び第五十條第一項第三号」に、「関係地域内において、当該評価書、これを要約した書類及び第二十五条第一項の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して一月間、当該評価書、これを要約した書類及び第二十五条第一項の書面(第五十五条第三項において「評価書等」という。)を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第二十八条の見出しを「(事業内容の修正の場合の届出等)」に改め、同条中「事業者」の下に「、第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける場合のほか」を加え、「(第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を削り、「当該修正後の事業について、第七条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない」を「規則で定める事項を知事に届け出なければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 知事は、第二十四条第一項、第二十六条第一項又は前項の規定による届出があったときは、これらの届出に係る事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正(次項及び次条において「事業規模の縮小等」という。)に該当するかどうかの判定を行い、事業者に対し、その結果を通知するものとする。

3 知事は、前項の修正が事業規模の縮小等に該当すると判定したときは、関係市町村長に対し、その旨を通知するものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)  
第二十八条の二 事業者は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 前条第二項の修正が事業規模の縮小等に該当しない旨の通知 第七条から第二十

七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 前条第二項の修正が事業規模の縮小等に該当する旨の通知 同条第一項の規定による届出の内容を準備書又は評価書に記載すること。

第三十一条第二項中「場合において、当該変更が事業規模の縮小、軽微な変更その他の規則で定める変更」に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない」を「ときは、規則で定める事項を知事に届け出なければならない」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定による届出については、第二十八条及び第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「準備書又は評価書」とあるのは、「第三十八條の中間報告書又は第四十四條の完了報告書」と読み替えるものとする。

第三十九条中「関係地域内において、中間報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して一月間、中間報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第四十七条第三項第二号中「前号」を「前二号」に、「この」を「この」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二十八条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の判定を行おうとするとき。

第四十八条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第五十五条第二項中「要約書」を「これを要約した書類」に改め、同条第三項中「第二十七条の規定により同条に規定する評価書、評価書を要約した書類及び第二十五条第一項の書面(以下これらを「評価書等」という。)」を「評価書等」に改める。

第五十六条中「第三項」を「第四項」に改める。

第五十八条第一項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この条例による改正後の山梨県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第八条、第十七条、第二十七条又は第三十九条(新条例第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第一項に規定する環境影響評価方法書(次項において「方法

書」という。）、新条例第十六条第一項に規定する環境影響評価準備書（次項において「準備書」という。）、新条例第二十四条第二項に規定する環境影響評価書、新条例第三十八条第一項に規定する対象事業実施中間報告書又は新条例第四十四条第一項に規定する対象事業完了報告書について適用する。

3 新条例第八条の二（新条例第十八条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

4 新条例第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十八条、第二十八条の二並びに第三十一条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後にされる新条例第七条第一項第二号に掲げる事項の修正又は変更について適用し、同日前にされたこの条例による改正前の山梨県環境影響評価条例第七条第一項第二号に掲げる事項の修正又は変更については、なお従前の例による。

(委任)  
5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明  
山梨県条例第五十七号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例  
山梨県道路法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。  
別表（第七条関係）

占用物件	占用料	
	単位	所在地
法第三十二条第一項第一号第一種電柱	一本につき一年	市
		町村
条第一項第一号	一本につき一年	五百六十円
		四百六十円

一号に掲げる工作物

第二種電柱	八百六十円	七百円
第三種電柱	千二百円	九百五十円
第一種電話柱	五百円	四百十円
第二種電話柱	八百円	六百五十円
第三種電話柱	千円	九百円
その他の柱類	五十円	四十一円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年 五円	四円
地下に設ける電線その他の線類	三円	二円
路上に設ける変圧器	一個につき一年 四百九十円	四百円
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年 三百円	二百五十円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年 千円	八百二十円
郵便差出箱及び信書便差出箱	四百二十円	三百四十円
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年 二千円	九百九十円







山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例  
 山梨県流水占用料等に関する条例（平成十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表を次のように改める。  
 二 土地占用料

区分	金額	単位	所在地		その他	漁業のための工作物	電柱			
			市	町村			網いけす	その他	第一種	第二種
宅地又は庭園	占用面積一平方メートルにつき一年		百八十円	百四十円			一本につき一年	第一種	第二種	第三種
物置、倉庫、小屋、橋梁その他これらに類する工作物			百五十円	百円				五百六十円	八百六十円	千二百円
通路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの				六十円				八十円		
軌条敷（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）及び軌道法（大正十年法律第七十六号）によらないものに限る。）			百円	八十円				八十円		

電話柱	第一種	第二種	第三種	その他の柱類	鉄塔	ポート係留場又は棧橋	キャンプ場又は遊歩道	看板、広告板その他これらに類するもの	埋設物又は架設物					
									外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	
	五百円	八百円	千五百円	五十円	千円	三百円	六十円	二千円	長さ一メートルにつき一年	二十一元	三十円	四十五円	六十円	九十円
	四百十円	六百五十円	九百円	四十一円	八百二十円	三百円	六十円	九百九十円		十七円	二十五円	三十七円	四十九円	七十四円

自動車教習所	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	百二十円	九十八円
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	二百十円	百七十円
水田、畑、桑畑、果樹園、牧草地又は採草地	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	三百円	二百五十円
	外径が一メートル以上のもの	六百円	四百九十円
その他	占用面積一平方メートルにつき一年	百十円	百十円

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十二条の規定により農業委員会が提供する農地の借賃等の動向に関する情報を基準として知事が定める額

知事が定める額

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番